

経 済 研 究

第14巻 第2号

April 1963

Vol. 14 No. 2

植民地時代アメリカの農村構造

—コネティカットの1タウンについて—

鈴 木 圭 介

I はしがき

本稿の目的はアメリカ独立戦争の社会=政治的性格規定をおこなうため、その経済的背景についてより立入った分析の材料を提供することにある。

ここで問題としようとする Waterbury は、Connecticut 州中央よりさらにかなり西側に位置する1タウンである。植民地時代アメリカにおける各植民地の特色は、タウン・システムのニュー・イングランド、マナー制度を有する中部植民地、奴隷制度の出発点を形成しつつある南部植民地の3つの地域によって、それぞれ異っていたことは周知のとうりである。Connecticut は Massachusetts 植民地について、ニュー・イングランドのもっとも典型的かつ重要な植民地であり、その各タウンはつよく近代化への傾斜を有するものであった。イギリス重商主義による抑圧を破砕して、産業資本の自由な展開をもたらそうとするニュー・イングランドでの独立戦争は、それが独立という形式を有するものであると同時に産業的自由の制限の撤廃を期すものであった。Connecticut はもちろんそのためにたたかった。

しかし、おのおのの個別的タウンの歴史がこの社会的革命の性格をそのまま圧縮して自らのうちに凝結するものであったらうか、個別的タウン

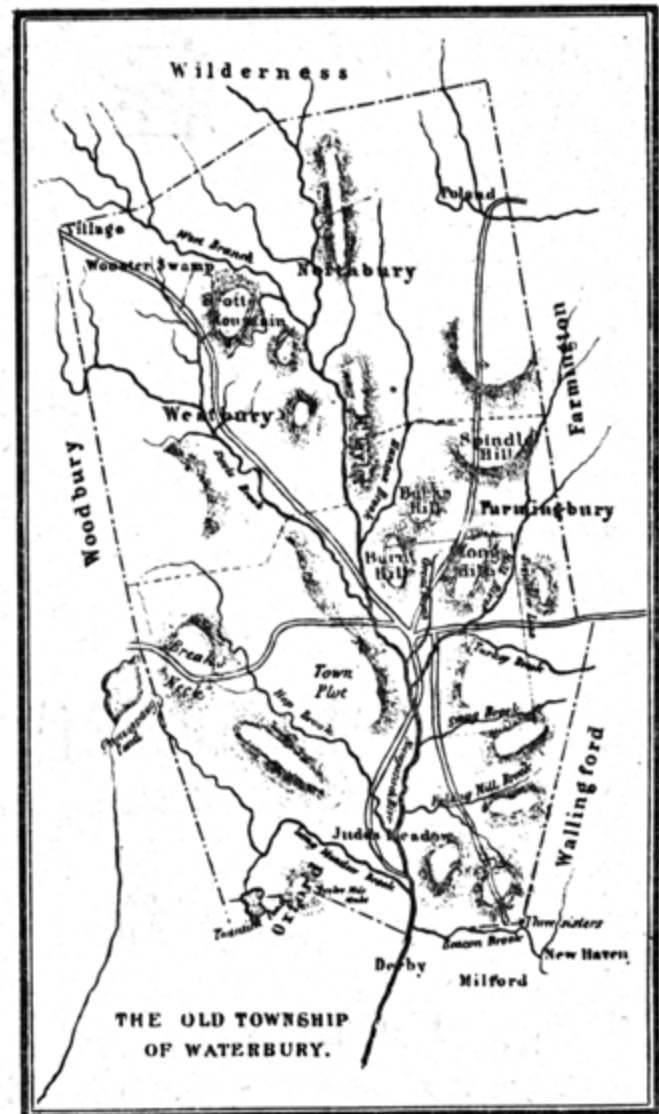
がいわば全宇宙をその中に宿す露の玉のようであったであろうか、といえ、それは直接的にはそうではない。独立戦争の政治的諸過程と経済的基礎とが、相対的に独自性を有するものである以上それは当然のことであり、またニュー・イングランド、中部植民地、南部植民地のそれぞれの地域は、特殊な地方史をもつものであり、さらにニュー・イングランドの中でのもっとも先進的地方であった Connecticut においてもその開拓の歴史的時期によってそれぞれのタウンの性格に差異があった。すなわち、植民地の最初の20年に建設された海岸地方および主要河川沿岸地方の諸タウンは、Windsor, Wethersfield, Hartford の3つの主要なリヴァ・タウンをはじめとして典型的なニュー・イングランド型タウンであり、次の50年間のそれは内陸部へすすみ、より小さな河川沿岸や海岸から20~30マイルの地域におよぶものであり、その性格は第1期の諸タウンの延長・模写であった。第3期には1730年までのさらに奥地のタウンが開発され、第4期はタウンの競売と土地投機で特徴づけられるタウンの開拓の時期である¹⁾。Waterbury はこのうちの第2期に属するタウンであり、おのずから他の時期に開拓されたタウンとはその性格を異にする。したがって Waterbury タ

ウンの分析はそれ自体が植民地アメリカの圧縮された姿を伝えるとは到底いうことはできない。しかし、植民地時代アメリカの分析の現状はもはや地方史研究や個別タウンの歴史研究を無視して、これを進めることのできない段階に到達している²⁾。したがって個別タウン研究の限界を充分承認しつつ、Waterbury タウンの分析を試みようとするのである。

Waterbury の総合的特徴づけはいずれ後段で行うことにするが、ここで一言すれば Waterbury は独立以後急激に産業の展開が行われたタウンである。その中心的な産業は真鍮工業・時計工業などであり、かならずしも基幹産業を有するものとはいえないが、その自生的な展開はめざましいものであり、その点にもっとも大きい特徴を有するものといえよう。しかし本稿では独立戦争前後にいたる農村構造の分析に力点をおき、産業の展開の問題はこれを続稿にゆずりたいと考える。

1) D. Deming, *Settlement of Litchfield County*, TCC, no. VII, Hartford, 1933. 鈴木圭介「農民層の分解」岩波書店『西洋経済史講座』第2巻1960, 368ページ。

2) Waterbury の文献については Joseph Anderson, ed., *The Town and City of Waterbury, Connecticut, from the Aboriginal Period to the Year Eighteen Hundred and Ninety-Five*, New Haven, 1796, 3 vols. の大冊がある。Henry Bronson, *History of Waterbury, Connecticut; the original township embracing present Watertown and Plymouth, and parts of Oxford, Wolcott, Middlebury, Prospect and Naugatuck, etc.*, Waterbury, 1858. も基本的文献である。また K. A. Prichard, ed., *Proprietors' Records of the Town of Waterbury, Connecticut, 1677-1761*, N. Y., 1911 は貴重な原資料である。William J. Pape, *History of Waterbury and Naugatuck Valley, Connecticut*, Chicago, 1918, 3 vols. は大冊であるが扱う時期が19世紀後半以後であり、本稿にとっては時期がずれる。最近のものでは Waterbury の一部分だけについての研究ではあるが、Constance McL. Green, *History of Naugatuck, Connecticut*, New Haven, 1948 であり、日本語では中村勝巳「アメリカ農村工業の成立」(慶応大学『経済学年報』2, 1958)にノーガタックについてのすぐれた分析がみられ、タウン・システム一般については平出宣道『近代資本主義成立史論』(1958年)がくわしい。以上のうち Bronson, Anderson, Pape などは都留重人氏がアメリカで探して下さったものであり、Proprietors' Record は中村勝巳氏の貸与による。



出所: Bronson, *History of Waterbury*, 1858.

II タウンの設立

(a) セツルメントの開始

Waterbury の植民地時代の境界は、現在の Plymouth, Thomaston, Watertown, Middlebury, Naugatuck, Prospect, Walcott の諸タウンをふくみ、隣接の Bristol その他の諸タウンの一部にこんでいた。Waterbury への入植は“マザー・タウン”たる Farmington からの移住によって行われたが、その前史はまず Bristol へのパイオニアの進出からはじまった。1664年には Waterbury の父祖たちの1人 John Lankton (Langtonとも綴るかと思われる)の約20エーカーの土地分与も行われた。しかし Waterbury の境界内での“最初のイギリス人地主”(landed proprietor)といわれる Deacon Stephen Heart は1673年に150エーカーを有したといわれた。ペクォート戦争従軍兵士への土地下付がこれにつづき、また Thomas Judd と Anthony Hawkins は1661年に400エーカーを所有したかと思われる。そのために Judd はのちのタウン設立請願には加わってい

ないのである³⁾。

タウン設立と本格的な入植は John Lankton を先登とする Farmington の住民 26 名が 1673 年 Hartford でひらかれているコネティカット植民議会にたいして、“インディアンによって matitacook と呼ばれている地”への小プランテーションの建設許可をもとめる申請が行われてからのことである⁴⁾。植民地議会は Hartford や Farmington の有力な指導的住民 5 名を調査委員会 (assembly's committee, or Grand Committee) の委員として任命した。委員会は植民事務を調整し、セトルメントの諸条件と植民者の規約を作製し、住居土地区劃 (house lots) その他の土地の地取り・分配をおこない、公道・垣根を管理するなどの任務をもった。それによって“共同協定箇条書” (Article of Association and Agreement) をつくり、それに 5 名の委員のほかに 39 名の植民志望者が署名し、またおのおのの醸出額を記した。39 名のうち 30 名の氏名と醸出額が判明しているが、100 ポンドが 11 名、95 ポンドが 1 名、90 ポンドが 4 名、85 ポンドが 1 名、80 ポンドが 8 名、70 ポンドが 1 名、60 ポンドが 3 名、50 ポンドが 1 名である⁵⁾。“箇条書”は 8 条から成り、入植希望者は 8 エーカーの house lot を与えられること、財産 estate に応じて牧草地 meadow を分配されることを決め、さらに税 (taxes and Rates) の賦課、入植条件を満さない場合の罰則などが定められた。

これによって最初の入植 First Entrance が 1674 年にはじまったが、翌年キング・フィリップ戦争が起きたために、植民は一旦停止した。再建 Second Entrance は 1677 年から始まり、1686 年

に正式にコネティカット植民地の 1 員として承認され、第 27 番目 (Anderson はその著のなかで 26 番としている) のタウンとなった。

(b) 住民への土地分与

タウンのプロプライエーターは、1674 年にタウン・プロットに 8 エーカーずつの house lot を与えられた。それにつづいて 1677-8 年に新しい house lot 2 エーカーを与えられ、また pasture に 3 エーカー・ロットが与えられ、1682-3 年にさらに 8 エーカーが与えられ、1679 年以前に meadow が分配されたが、それは醸出の estates の額に応じてきめられた⁶⁾。例えば、1674 年にはプロプライエーターの金額は 2,580 ポンドであったので、100 ポンドあたりの meadow の分与面積は、総面積の約 26 分の一であった⁷⁾。そして Steels meadow の西側に 10 エーカー、Buck meadow に約 12 エーカーであった⁸⁾。しかし、このプロプライエーターの金額による持分はその後若干増加したので分与面積はそれにつれていくらか減少した。

この meadow の分与をのぞいては、estate に比例せず各人平等であり、また meadow の分与もくじにより、2 つの地片を分配する場合には最初にあたったものは次の分配の時は最後にまわるというように公平を期した。投機と特権を排するニュー・イングランドのタウンの特徴がここにあらわれている。しかし、例外は John Southmayd、のちには Jeremiah Peck の 2 人の牧師であった。牧師ははじめから 150 ポンドの estate として遇され、great lot とよばれた⁹⁾。また saw mill, fulling mill, tan yard, blacksmith, clothier などの職業に従事するものも重視されて、30 エーカーを特に分与された。

(c) 共同地と共同牧柵

Waterbury の共同地はノーガタック河東岸寄りにひろがり、その共同牧柵は第 1 回分区として 1677 年に全長 1 マイル 220 ロッドあまりを、23

3) Anderson, *op. cit.*, vol. I, pp. 121-2.

4) *Ibid.*, p. 123. Waterbury は Mattatuck, Mattatock, などとも呼ばれた。

5) Bronson, *ibid.*, pp. 8-10. Anderson, Vol. I, pp. 128-130. Bronson に記載されている氏名は 31 名 (うち 1 名は醸出額不明) であるが、Anderson に掲載された写真版によれば、Bronson による氏名の配列はかなり狂い、またその綴りも原資料と数ヶ所のちがいがある。さらに原資料の裏面に他の 8 名の氏名 (判読し難い) の記載があり、あわせて 38 名となる。さらに 1682 年にはさらに 3 名が追加されて 42 名となった。

6) Bronson, p. 38; Anderson, Vol. I, p. 205; *Proprietors' Records*, pp. 4-8.

7) Bronson, pp. 34-6.

8) Anderson, Vol. I, p. 154.

9) Peck 師は 1693 年植民地から 200 エーカーを与えられた (Anderson, Vol. I, p. 233).

人が建設した。第2回は30人が参加し、第3回は27人、第4回は33人というふうには、4年のあいだに平均28人が4マイル42ロッドあまりを建設した¹⁰⁾。

この柵の受持分は各人の所有 lots のエーカー数におうじてきめ、土地の優劣は無視された。柵見廻り人(fence viewers)は1698年に2人がえらばれ、1716年には4人、1722年には8人がえらばれた¹¹⁾。

柵はその後、ノーガタック河西部、タウン南端にのび、全長21マイル(ほかに1マイル)になり、共同地内の分割地は681エーカーにのぼった。1709年の分割は48名に対しておこなわれ、最高はDeacon Judd 47エーカーで、最低は(分配なきもの3名をのぞいて)1/4エーカーのEbenezer Hickox である¹²⁾。20エーカー以上14名、10エーカーから19エーカーまでが16名、10エーカー未満が15名という状況であった。

III 農民階層の分化

a) オリジナル・プロプライアターと バチェラー・プロプライアター。

Waterbury の面積は133平方マイル、85,000エーカーにおよんだが、これがオリジナル・プロプライアター36人に平等に分配されるとすれば、1人あたり2,370エーカーになるであろう。しかし、これはそうはいかなかった。第1に住民の数はオリジナル・プロプライアターの数にとどまらず、次第にふくれあがってきたこと。

第2には平等の原則は必ずしもまもられなかったことである。

もっとも、人口の増大がかなり顕著に見られるようになったのは1730年代以後のことであり、17世紀末にいたるまではむしろ、流行病による死亡、家族の移転、青年の離村がはっきりと現われ

10) Anderson, Vol. I, pp. 265-270; Bronson, pp. 49-50. 第5区は1686-7年に建設された(Bronson, p. 49).

11) Bronson, p. 56; Anderson, Vol. I, pp. 269, 275, 276.

12) An accountt of the number of acurs of land ech man has to fens for in the generall feild..... (Bronson, p. 55).

13) Bronson, p. 73.

た。そのためにむしろ青年の引留策が問題であった¹⁴⁾。

1667年バチェラー・ライト(Bachelor rights or accomodations)の基礎がつけられた。これはマサチューセッツのIpswichで、“Old Commoners”にたいする“New Commoners”といわれるもの、またロード・アイランドのProvidenceで、“Second Comers”また“Quarter Right Men”と呼ばれるものと共通の性格をもつものである¹⁵⁾。Waterburyでは“Bachelor rights”は青年にたいして一律に30エーカーの土地を下付するものであった。これに対してただちにoriginal proprietors or Grand proprietorsから対抗的要求がでて、オリジナルには80エーカーを下付することになった。この額は1921年さらに修正されて、オリジナルにはバチェラー・ロットの2倍にあたる80ポンドが与えられ、バチェラーは40ポンド、55エーカーが与えられることになった。

1715年にオリジナルは36人、バチェラーは52人であったが、1722年にはそれぞれ、36人と57人になった。その内わけは第1表のとおりである。

第1表 バチェラー持分

Property	With the addition	Number
Original proprietors		
I £ 150 →	270	2
II £ 100 →	180	15
III £ 95 →	171	1
IV £ 90 →	162	2
V £ 80 →	144	8
VI £ 70 →	126	1
V £ 60 →	180	3
VI £ 50 →	90	4
Bachelors Proprietors	40	57
Proprietor lots	40	6

出所: Bronson, pp. 125-6 から作製。

270ポンドの2人はJeremiah PeckとJohn Southmaydの2人の牧師であり、この表のほかにさらに学校のためと牧師のためのGreat Lotsがあわせて2つある。それをのぞけばオリジナルのうちでもっとも大きいpropertyをもち、かつオリジナルの根幹をなすものは180ポンドを有す

14) Proprietors' Records, pp. 44, 88; Bronson, pp. 116 ff.

15) Akagi, Town Proprietors, pp. 68-69.

層であり、その他は最低 90 ポンドのものまでが散らばって存在した。バチェラーは 57 名が 40 ポンドを有し、他に 6 つの proprietor lots の追加分があった。すべてあわせて 101 のプロプライアター・ロットが存在した。その後数年ごとに土地分配がおこなわれ、バチェラーの 1 人あたりに 1745 年までに 249 エーカー 20 ロッドが分配され、1780 年には 411 エーカー 20 ロッドにのぼった。オリジナルはこれからほぼ推察することができる¹⁶⁾。

(b) 農民層の分化

Waterbury の経済の発展は第 2 表からもうか

第 2 表 Waterbury 経済の発展

	polls	cows	oxen	horses	young cattle	swine	Sum total of tax
1730	125	242	166	227	259	193	£ 5,024
1783	243	516	237	270	357cows 28horses	363	£ 11,075
1784	—	1122	452	481	—	—	—
1794	—	1897	582	635	—	—	—

出所：1730-Anderson, Vol. I, p. 308 ; 1783-Bronson, p. 363 ; 1784-94-Anderson, Vol. I, p. 500.

注：a) 1783 年の数字は Waterbury の first society, すなわち現在の Waterbury と、Middlebury および Prospect の一部をふくむのみである。1784, 1794 年も同じと思われる。1778 年に Watertown が分離した。

b) 1783 年 polls は 21 歳以上 189 人, 21 歳以下 54 人, 合計 243 人である。

c) 1784, 1794 年の cows は heifers をふくむ。

がえる。ただし、1783 年の数字は First Society の教区にあたる部分のみのものであるから、1730 年と直接比較することはできない。人口の発展のみを見るならば第 3 表のとおりであり、1730—

第 3 表 Waterbury の人口

1688 年	約 180
1694	165
1713	180
1727	350
1734	450
1737	900
1749	1,500
1756	1,829
1774	3,536

出所：Bronson, p. 566.

しても、その発展は相当なものであろう。

その量的な発展を前提としつつ、まず 1730 年の課税表を分析してみよう。この 1730 年は従来

の静止的社会が急に動きはじめる年代の前ぶれであり、まだここでは分化が十分に起っているとはいえない。そこでは第 2 表・第 3 表でみたように人口は推定約 400, 課税対象は 125 であり、のちにみるように税支払人員は 98 である。この 98 人のうち、その氏名を 1 人 1 人あたり、家族の出生・洗礼・死亡・相続などの資料でさがしあてると、第 4 表のようになる。第 4 表の総人員は 45 であり、探しあてられたものは半数にすぎないが、のこりの半数のうちのかなりの部分はまったく新しい氏名であり、1674 年以來のセツラーの名簿や 1722 年の名簿にその姓の見あたらないものである。そこで調査の不備を考慮しつつ、この時代にはすでに 3 分の 1 以上がニュー・カマーであったと想像される。

第 4 表 1730 年の階層

Tax	Original proprietors	Bachelor proprietors
I. £ 100 and more	3	6
II. a £ 75 ~ 99	3	3
II. b £ 70 ~ 74	1	6
III. £ 50 ~ 69	1	6
IV. £ 30 ~ 49	4	10
V. less than £ 29	2	0
Total	14	31

出所：Anderson, Vol. I, pp. 303-309 の Tax List を, Bronson, pp. 120-6 の表および personal notices, pp. 129-203, および Anderson, Vol. I, Appendix, Family Records, pp. 6-157 によって加工作製。

さて、その 45 名のうち 14 名はオリジナル・プロプライアターであり、31 名がバチェラーであるが、その双方ともがすでに課税額でみるかぎり、かなりの財産上の不平等を蒙っている。いまかりに表中の I, II の a の層を当時での「大農」と考え、II の b, III, IV を中農, V を小・貧農と仮定するならば、¹⁷⁾ オリジナルでは大農 6, 中農 6, 小・貧農 2 となる。またバチェラーは大農 9,

17) コネティカット西北部の Kent というタウンについての最近の研究では、課税表中の 29 ポンド以下を貧農, 30—48 ポンドを中農下層, 49 ポンド以上を中農上層としている。大農の基準はよく判らないが 75 ポンド以上かと推察される。Charle S. Grant, *Democracy in the Conn. Frontier Town of Kent, N.Y.* 1961, pp. 34, 96.

16) Bronson, p. 127.

中農 22, 小・貧農 0, という結果になる。これで見れば、オリジナルは大農の比重が多く、バチェラーは中農の比重が大きいということになる。

この関係をさらに精密にみれば、第5表のとおりになる。この表は課税表の中での目立った存在を、恣意的にピックアップしたもので、全人員をあげる煩雑さをさけたが、大体の傾向を伝えているであろう。オリジナルは Ministry, Grand Jur-

ior, Justice, Townsmen, Town surveyer, Dupty of General Court, などのタウンの要職をしめ、fulling mill, blacksmith, saw mill, tavern keeper などの職業を有するタウンの根幹的な人物である。オリジナルでも第V階層に属するものもあるが、これはいずれもかってタウンの要職にあった重要人物で、老令のために経済活動を嗣子たちにゆずったために課税額が少なくなったものである

第5表 1730年の農民階層

	persons	oxen	cows	horses	young cattle	swine	tax	
Original proprietors								
I. Isaac Bronson	2	4	6	3	11	8	£ 132.04	Sergeant. townsman. town surveyer
John Brounson	3	2	6	5	12	6	£ 137.04	Tavern keeper.
II-a. Jeremiah Peck	1	2	4	4	3	1	£ 84.00	Rev. Jeremiah Peck の孫
Jonathan Scot Sen ^r	2	3	3	4	4	1	£ 90.14	saw mill
II-b. John Hopkins	1	—	5	2	5	4	£ 70.00	miller, large landholder.
III (Samuel Hickox)	1	2	2	2	6	2	£ 60.00	fulling mill.
IV. Capt. Thomas Judd	1	—	2	2	3	—	£ 39.00	blacksmith, Justice, deacon
V. Stephen Upson Sen ^r	—	1	2	1	—	—	£ 18.02	dupty. Grand Jurior, sergeant.
Bachelor proprietors								
I. Joseph Lewis Sn ^r	2	5	8	6	6	8	£ 132.00	new comer **
Thomas Bronson	2	2	5	3	9	4	£ 102.10	deacon
De Thoms Clark	1	4	4	5	9	6	£ 100.04	weaver, Tavern keeper
Timothy Hopkins	2	4	5	8	8	9	£ 118.10	yeoman, husbandman
Richard Welton Sen ^r	3	2	3	7	6	5	£ 126.00	sergeant, townsman, builder
II. John Scovil	2	2	3	2	5	2	£ 74.18	pound keeper, lieutenant,
Georg Welton	2	2	2	3	4	5	£ 70.18	weaver.
V. Samuel Worner Sr	—	—	2	1	1	—	£ 12.00	
New Comers								
I. Nathael Arnold	3	2	7	1	4	3	£ 107.10	
IV. Gershom Fulford	1	1	—	—	3	—	£ 42.00	black smith
Joseph Smith	1	4	—	4	1	—	£ 36.06	
V. Daniel Williams	1	—	1	2	—	—	£ 21.00	
Jones Williams	—	1	2	—	—	—	£ 09.16	

出所: Anderson, Vol. I, pp. 303-309 から抽出作製。職業は Bronson および Anderson, Vol. I, III, *passim*.

注: * Samuel Hickox は同名の父の子であろう。Table 4には計算に入れてない。

** Joseph Lewis, Sn^r は new comer であるが, bachelor の権利を有した。Sen^r 又は Sn^r とあるは原文のまま。

と想像され、小貧農と考えるには律しきれないであろうと思われる。また、blacksmith, weaver などの職人層は後述のとおり、きわめて優遇されており、実際の経済的地位は課税額に示されるよりも上位にランクすべきであろう。バチェラーのほとんどはオリジナルの子弟であり、もはや1730年には相当の年令に達して活潑な経済生活をいとなんでおり、あるものはオリジナル上層にひけをとらない水準に達している。彼らも weaver, builder, tavern keeper などの職業をもち、まだタウンの要職をしめるにいたらないが、タウンの平準

的中農部分を形成している。ニュー・カマーたちはほとんどが手工業的職業をもたず、数字をあげることは控えたが、小貧農的要素の比重が大きい、この課税表には所有土地面積が、示されていないのは残念であるが、家畜飼育頭数をみればバチェラーはオリジナルの水準に近いかまたは凌駕しており、ニュー・カマーは遙かにおくれている。以上のとおり、1730年には中農中心のタウンの階層構成は依然としてゆるがないが、ある程度の分化・分解への傾向がきざしはじめている。コネティカット西部の1タウン Kent についての最近の

研究によれば、課税額 7.5 ポンド以下のものは、雇傭労働者・職人層など目さるべきとされている。18) Kent の場合は 1796 年であり、Waterbury より 70 年もおくれて、独立以後のことに属する。したがって同一の平面で論ずることはできないが Waterbury はマニファクチュア成立のための労働力的基礎の形成の方向にむかって傾斜しつつあると見てよいであろう。もちろん、その形成は数十年ののちのことであるが。

いまこの時期から少し後に進みはじめると、この関係はさらにはっきりとするであろう。第 6 表はそれをしめすのであるが、ここにかかげる数字は租税支払人の人数であるから、当然に総人口数とは異っている。しかし、それにしても 1760 年の数字は人口の増大にもかかわらず支払人の数は減少しており、その地域もタウン北部および南部の一部などが除外されているように思われるので、不十分な数字ではあるが大体の傾向をうかがうこ

第 6 表 Waterbury における課税の階層

	1730	1737	1760 年			Nau- gatuck	
			計	Town Centre	West Branch		Wolcott
I £100 以上	10(10.2%)	12(8.2%)	18(13.3%)	7	3	1	7
IIの a £75-99	8 (8.2)	19 (12.9)	15 (10.9)	5	2	4	4
IIの b £70-75	7 (7.1)	5 (3.4)	4 (2.9)	1	1	1	1
III £50-69	16 (16.3)	38 (26.0)	30 (22.1)	15	5	5	5
VI £30-49	41 (41.8)	48 (32.4)	36 (26.5)	14	5	8	9
V £29 以下	16 (16.2)	25 (17.0)	33 (24.3)	9	5	9	10
計	98 (100.0)	147(100.0)	136 (100.0)	51	21	28	36

出 所： Anderson, Vol. I, pp. 303 ff; Bronson, pp. 565, 279 の台帳から計算作製。

注： 課税は polls および ratable estate による。
1721 年以後、70 歳以上は課税されず。
%の計算はその合計が 100.0 にならぬ。

とはできるであろう。表にしめされる時期である 1730 年から 1737 年までは人口の増大へ向ってすすみはじめる時期であり、1760 年はまだマニユの形成へは早すぎる時期であるけれども、次第に独立戦争への準備が行われつつあるときである。この表を整理してみると、次のとうりである。すな

	1730	1737	1760
大農(I + II・a)	18 (18.4%)	31 (21.1%)	33 (24.2%)
中農(II・b + III + IV)	64 (65.2%)	91 (61.8%)	70 (51.5%)
小・貧(V)	16 (16.2%)	25 (17.0%)	33 (24.3%)

わち、まず、I + II・a の大農部分は急速に増大している。それは 1760 年の過少な実数をとって見てさえ、実数の上でも比率上でも増大している。つぎに中農数にあたる II・b + III + IV の部分は 1730 年から 1737 の時期にかけては実数の点で増

大し、1760 年へかけては減少している。これは 1760 年が過少の数字であるので実は増大をつづけているのかもしれない。しかし比率の点からいえば、3 つの年を通じて一貫して減少している。最後に、小・貧農層である V は実数・比率ともに増大しており、以上をあわせると、大農層と小・貧農層との両極が増大していき、中農部分は相対的に減少していくという形をとっている。最下層の部分をさらにくわしくみると、1730 年には 29 ポンド以下 16 名のうち、20 ポンド以下のものが 3 名あり、そのうちの 1 名は 1730 年には名が消えており、離村したと思われる。また他の 1 名は 1730 年もあまり変らぬ状態で (12.00 ポンドが 18.4 ポンドになった) あった。最後の 1 人は死去したのちに嗣子に相続されたと思われる。1737 年の最下層は 2 名で、1730 年とあまり変化のない状態であった。1760 年には 29 ポンド以下 23 名、そのうち 20 ポンド以下が 13 名、さらにそのうちでも 7

18) Ibid., p. 38.

ポンド以下が4名になる。以上これらの最下層の氏名はニュー・カマーたちと思われるものである。身分が固定せず流動的な状態であった1730年代から次第に分化の進む段階へ移りつつあることが判る。

(C) 土地所有における集積。Waterburyにおける土地売買＝土地市場の形成は1720年代末、むしろ1730年からはじまる。1730年代における土地売買は数エーカーというような小面積のものがあるが、むしろ数10エーカーないし100エーカー以上が多く、200エーカー、300エーカー、400エーカーの売買の記録も相当数見うけられる¹⁹⁾。この時代の買主はHartford, New Haven, Derby, Milfordなどなどの近隣の居住者が多いが、これらの中にはTollandから来たEphraim BissellのようにすでにTollandに多くの土地を所有するものや、Nathaniel Gunnのようにしばしばその名を記録にとどめて土地を買いあさる後年の著名なトオリの名も見出すことができる。不在土地所有者 non-resident owners も数多い。しかし、Waterburyにはコネティカット東北部のウィンダム・カウンティや、西北部のリッチフィールド・カウンティのような巨大な土地投機は存在し

ない²⁰⁾。

ここでの比較的大きな土地所有者は Joseph Lewis, Stephen Hopkins, Nathaniel Gunn などで、これらは Judd Meadow (いまの Naugatuck) のもっとも富裕な人々であり、1704年から、Lewis がそのうちでももっとも富裕で206ポンドの税を支払った。そして小麦1ブッシェルが35シルリングのころ5,286ポンドの財産を有し、700エーカーの土地を有した。1739年に Stephen Hopkins が Lewis を1ポンドだけ凌駕して首位をうばった。彼の曾祖父 John はマサチューセッツから Hartford へうつり、父 John は1680年に最初の mill を建設した。すでに父 John は「大土地所有者」と呼ばれたが、Stephen は959エーカーを所有した。1762年に Nathaniel Gunn は Hopkins を3ポンドだけ抜いてトップに立った。その土地面積は800エーカーで、まるで「マナーのようだ」といわれた²¹⁾。

その他「大土地所有者」として Captain Samuel Judd, Captain George Nichols, James Scovil, Rev. John Trumbull, などなどがあらわれる。²²⁾ しかし、これらの大土地所有者はいわゆる土地投機業者という規模には達していないし、また農業

第7表 1782—83年の土地所有のうちから抽出

	Land listed	Inclosed lands	1st and 2nd quality of inclosed land	1st quality of land	Uninclosed land
Joseph Hopkins	442	144	91	25	298
Roger Prichard	249	172	60	34	
Seba Bronson	240	150	90	80	
Stephen Bronson	233	110	53 $\frac{1}{2}$		133
Jonathan Baldwin	217	114			103
Wid. Abigail Gunn	213	148	74		
John Welton	200	122	81	40	
Timothy Clark	196	96	72	26	
Aaron Benedict	168	88			
Amos Scott	163	73	50		
Stephen Ives	163				
Benj. Upson	119	69		30	120
Lemuel Nichols					160

出 所 : Bronson, p.365 から作製。

注 : Land listed は Inclosed land と Uninclosed land との和である。

19) Anderson, Vol. I., pp. 352-365.

20) Deming, *op. cit.*; A. L. Olson, *Agricultural Economy and the Population in Eighteenth Century*, Hartford, 1935.

21) Anderson, Vol. I, p. 350, 573; Bronson, p. 166. 135; Green, pp. 23, 26, 27; J. W. Barber, *Connecticut Historical Collections*, New Haven, 1836, p. 265.

雇傭労働者を有する大農経営の段階には達していないようである。これがさらに近代化の方向に進むか否かは産業的発展のテンポとの関連が大きい力をもつであろう。

IV 独立戦争における Waterbury

(a) 社会的分業の展開と小工場。この問題はそれ自体別の論文を必要とするので、ここではただ一言するにとどめる。植民地時代 Waterbury のミルは製粉所(Corn mill はあらゆる grain の mill を意味した)、木工所、縮絨所、製革所、鉄工所、車大工などであり、巡回仕立師、巡回靴工、銀細工師、真鍮細工師、錫細工師などがそれぞれの仕事に従事した。1782年の職能別の課税表によれば、医師、外科医3名、商人(Trader or shopkeeper)1名、Tavern keeper 6名、鉄工所6名、製革・靴工4名、金匠1名、製粉所5名、織匠2名、木工1名、車工1名、malster 1名、合計27名である²³⁾

初期の商人たち Aaron Benedict, Mark Leavenworth, Israel Coe, Green Kendrick などはそれぞれ後に製造工業主となった。Waterbury が、製造工業と商業と密接に絡みあい、とくに製造工業の中から商業をつくり出すタイプであったことを考えるならば、これらの商人から製造工業への径路は自然なものであり、これらの商人がコネティカット河の神々たるいわゆる“リヴァ・ゴズ”とちがって前期性をつよく持たなかったものであることは容易に理解しうるところである。²⁴⁾したがって、独立戦争後、真鍮工業を中心とする産業がいち早く一時に開花したのは注目に値すると思われる。

(b) トオリイとパトリオット。土地投機をもたず、前期的大商人が支配的勢力をもたず、比較的中位の土地所有が優位をしめ、社会的分業の正常な展開を基礎としつつ、その中から近代的商業を生み出し、独立後は急速にマニュファクチュアの展開を見るにいたった Waterbury は、独立戦争においてパトリオットの支配と優位の下にあった。

1775年に Waterbury はコネティカットのすべてのタウンのうちで、富の順位でいうならば第12位であったのに、独立戦争への兵士の派遣の点でいうなら、そのマザー・タウンたる Farmington について第2位をしめていた。²⁵⁾

しかし、Waterbury にも隣人たる農民、手工業者、中小の商人たちの独立革命への参加をよそに見て、英本国およびイギリス軍——イギリス軍はコネティカットで作戦行動していなかったが——に好意をよせるロイヤリストたちがいた。その第1の要素はイギリス政府に生計の一部をたよるイギリス国教会牧師たちとその追従者であった。ヴァージニアでは独立戦争の指導者にアングリカン・チャーチの熱心な信者がいたのに反し、コネティカットではロイヤリストとイギリス国教会とは完全に一致していた、Rev. Richard Mansfield, Rev. James Scovill, Capt. Hezekiah Brown, などなどはその1例である。²⁶⁾第2に大土地所有者がいる。そのうちでもっとも顕著なのは Nathaniel Gunn である。商人で大土地所有者の Capt. George Nichols の一家(その子 Lemuel の名は第7表に見える)もトオリイであった。Capt. Abraham Hickox や Wooster 家の一族など²⁷⁾もこれに準ずるであろう。しかし、おなじく大土地所有者であっても、Stephen Hopkins の第6子 Joseph は Capt. Jonathan Baldwin とならんで、最初からもっとも熱心なパトリオットとしてきこえ、検察委員会へもその名をつらねている。²⁸⁾この地の商人階級のなかからもきこえたロイヤリストはでない。Gunn 自身にしてもその所有地は没収されず、後年まで相当な土地所有者としてのこった。第7表にある Wid. Abigail Gunn は、Nathaniel の弟 Enos の未亡人である。²⁹⁾

Bronson の名簿によれば、Waterbury からイギリス軍に通じてタウンを退去したもののうち、

25) Anderson, Vol. I, pp. 416-7.

26) Anderson, Vol. I, pp. 419, 424-5; Bronson, p. 333; E. Peck, *The Loyalists of Connecticut*, TCC, p. 3-5.

27) Bronson, pp. 356-7; Green, p. 45.

28) Anderson, Vol. I, p. 411.

29) Anderson, Vol. I. Appendix, p. 59.

22) Anderson, Vol. II, pp. 229, 237, 234; Bronson, p. 259.

23) Anderson, Vol. I, 486-7.

24) Anderson, Vol. II, pp. 234, 196; Vol. I, pp. 572-591.

判明せるものの氏名が66名あげられているが、³⁰⁾それを分類してみると、戦死者14名、財産没収されたもの7名、退去したものの5名、不明16名、のちに帰順したものの24名である。このうちとくに没収された土地の大きいものは Capt. Abraham Hickox の224 エーカーである。George Nichols の長子 William もエーカー数不明ながら土地を没収された。けれども、一般的にいて Waterbury におけるロイヤリズムの根は比較的浅かったというべきであろう。

V 結 び

Waterbury は海岸線からかなりはなれ、主要河川たるコネティカット河の近くでもなく、ノーガタック河を下って Milford に出るか、又は陸路 New Haven, Hartford へ出るほかはなかった。ここはそのためにかえって、海港・河川沿岸の大商人の支配下から遠く、その地の農産物たる各種の穀物、牛、豚、家禽、チーズ、バター、鶏卵、皮

革、ポテト、りんご、亜麻、などなどは、主としてこの地の市場内で消費された。そしてそののこりは大市場たる New Haven へ商人が運んだ。これらの農産物はこの地の商人、いわゆる Country merchant に彼らの取扱い商品たるラム、粗麻混織物、砂糖、リンネル、緑茶、タバコなどなどといつでも交換されることができた。このような農産物取引の上に土地売買も相当に活潑におこなわれ、上述した各種のミルと手工業者が発展し、独立革命直前若干の工業的萌芽をみせ、戦争中には小鉄工場をつくり、戦後には急速な工業的發展をとげた。その發展はコネティカットの各タウンのうちでもとくにいちぢるしいものといえる。Waterbury はその植民の時期がややおそいタウンではあったが、local market の成立と展開はいはば典型的なタウンの1つであり、独立後の資本主義工業の發展は、すでに植民地時代の農民層の分化によって準備されてきたのである。

30) Bronson, pp. 354-6; Anderson, Vol. I. pp. 458-460.

分類中、不明とあるのはとくに説明の記載のないもので、Waterbury を退去したのち行先の不明のものなどであろう。この分類は相互に重りあうものと思われる。